



ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811

熊本県熊本市中央区本荘

6丁目8-7

TEL. 096 (375) 4340

FAX. 096 (375) 4341

9月

(長月) SEPTEMBER

16日・敬老の日
23日・秋分の日

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	・
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・
日	8	22	・
月	9	23	・
火	10	24	・
水	11	25	・
木	12	26	・
金	13	27	・
土	14	28	・

9月の税務と労務

国 税／8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税／7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

9月30日

国 税／1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)

9月30日



ワンポイント e-Tax による相続税の申告

今年10月から所得税・消費税・贈与税等に加えて相続税もe-Taxによる申告が可能となります。今年1月1日以降に相続等により財産を取得した場合の申告が対象で、作成・送信できる帳票は「相続税の総額の計算書」、「相続財産の種類別価額表」など。ただし、納税猶予等の特例関係は対象外とされています。



「道の駅」

その役割やモデルケース

「道の駅」。休憩や旅行・レジャー、長距離ドライブの際に気軽に立ち寄ることのできる休憩施設として親しまれており、その数も増えてドライバーにとっては大変便利な施設です。

その土地ならではのグルメが味わえたり、地域の物産を購入できたり、温泉やオートキャンプ場が併設されていたり、またスタンプリリーの開催、道の駅弁当や切符なども販売されています。最近では車のドライバーのみならず、人気の自転車などのツーリングの休憩所としてもよく利用されます。

このように多様化する機能を反映し、「道の駅」そのものを目的地とした観光客も増加しています。

国土交通省のホームページ等を参考に、「道の駅」の役割や実際の事例についてみていきたいと思います。

1 概要

道の駅は、市町村又はそれに代わる公的団体が設置し、市町村長からの登録申請により、国土交通省（制度開始時は建設省）が登録する休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設です。

現在では、四七都道府県すべてに「道の駅」が設置されており、今年六月十九日の国土交通省の公表では、全国で一六〇駅あります。

また、平成二十六年四月一日に道路標識、区画線及び道路標示に関する命令が改正され、道の駅への案内標識が初めて正式に定められました。

道の駅は、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の人々のための「情報発信機能」

「道の駅を核としてその周辺地域のまちが連携する「地域の連携機能」という3つの機能を併せ持っています。

ドライバーは、旅の途中で、休憩の場、買い物場、道路交差情報、観光情報、食事などいろいろなことを求めます。このようなドライバーの要求を満たすことが、地域発展に大きく繋がることが、ドライバーと地元とのふれあいの場として、「道の駅」は個性を広げ、より魅力的な施設として変化してきました。

① 休憩機能

道の駅の利用目的で最も多いのが、休憩とトイレの利用です。また、ベビーコーナーなどの子育て施設も整備され、道の駅の利用者の多数が、道の駅を旅行の行程に組み込んでいます。

② 情報発信機能

利用者の大半に、地域の道路情報や歴史・文化・観光等の情報発信等の公的な施設としての役割が評価されています。

③ 地域の連携機能

利用者（消費者）の立場か

ら見ると、現在の道の駅は地元の水産物や農産物などの直売所のイメージが強いでしょう。

食への安全性への関心の高まりから、生産者の顔が見え、安心して新鮮な食材が買える直売所の存在が近年道の駅の人気を高めた原動力であり、道の駅の増加を支えてきたといってもよいのではないのでしょうか。また、わざわざお店に行かなくても、その地域ならではの特産品が売っているのも道の駅の魅力でしょう。

2 施設

道の駅は、二十四時間利用可能な一定数の駐車スペースやトイレ、情報提供施設、文化教養施設、観光レクリエーション施設などを備えていることなどが登録要件となっています。そして多くの場合、道路や地域の情報を提供する「案内人」がいて、地域の自主的工夫のなされた施設が設置され、その地域の文化・名所・特産物などを活用したサービス（農産物直売所、売店、レストランなど）が提供されて

います。

また、平成十六年十月の新潟県中越地震の際には、道の駅が道路利用者や周辺住民の避難場所となり、炊き出しや仮設住宅が供給されるとともに、被害状況や周辺住民の安否確認といった、情報発信基地として利用されました。これを契機として道の駅には防災拠点機能が追加され、断水時でも使用可能なトイレ、非常食・飲料水の備蓄、停電時の非常用電源の確保等がなされた施設も増加してきています。

なお、施設に関しては、道路管理者の国や都道府県が基本的な施設である駐車場やトイレの整備を、市町村や第三セクターなどの公的な団体が地域側施設を設置する形が取られています。

3 ビジネスチャンス

地域の生産者や事業者からすると、一般的に、道の駅はスーパー等への出店よりも販売手数料の費用が安く抑えられ、負担金や協賛金といった名目の費用も求められないことから、取引条件が有利となることが多く、

口座の開設や品質の要求水準が低く、小規模の生産者や、新規参入の生産者でも取引をしても入るなど敷居が低いことが多いのが特徴です。集客力も高いため、実績を積んでいくことによりビジネスチャンスは広がります。

4 モデルケース

国土交通省は平成二十六年に、全国モデルとして六駅を選定しました。地域活性化の拠点として、特に優れた機能を継続的に発揮している道の駅を認めたのです。模範としてその成果を広く周知するとともに、さらなる機能を発揮することを重点的に支援することとなりました。

モデルとなった六駅を順に見てみましょう。

(1) 「川湯田園プラザ」 (群馬県川場村)

「農業プラス観光」で人口約三、七〇〇人の村に年間約一二〇万人が来訪しており、リピート率は七割にも及ぶ。園内では朝採り野菜・ブルーベリーや乳製品などの地域資源を活かし、果物狩りや陶

芸などの体験やイベント等により、村民と来訪者の交流の機会を提供している。

(2) 「もてぎ」 (栃木県茂木町)

真岡鉄道のSLやサーキットなど地域の魅力へのアクセスポイントとしてのゲートウェイ機能を有する。「道の駅」が農家から柚子等を全量買取、手作業で加工、オリジナル商品(三三種類)を開発、販売している。

(3) 「とみうら」 (千葉県南房総市)

ビワ狩り体験企画など、地域の観光資源をパッケージ化し、都市部の旅行会社へ販売している。また、地域の伝統・文化の継承、交流のための取り組みも行っており、富浦人形劇など、地域の伝統・文化の継承の場としても活用されている。

(4) 「萩しーまーと」 (山口県萩市)

地元業者と共に、魚の加工品の開発を行い、その商品は、「究極のおみやげ」等様々な賞を受賞している。萩漁港の水

揚げ高の約一五%を販売し、地産地消に寄与し地元加工業者と連携して生み出したヒット商品は、地域全体の活性化に貢献している。

(5) 「内子フレッツシュパークかり」 (愛媛県内子町)

地元農家を中心とした商品開発を行い、町内の農産品販売額の一五%を占めている。ITを導入して鮮度を追求することで、安全安心な農産物提供システムを構築し、出荷する地場農産物にトレーサビリティやPOSシステムを導入。販売情報が連絡され、在庫に合わせて出荷者が直接納品することで鮮度向上を追求している。

(6) 「遠野風の丘」 (岩手県遠野市)

広域防災拠点として高度な防災機能を分担している。東日本大震災では、復旧、救援に向かう自衛隊・消防隊やボランティアの方々の後方支援拠点として機能した。また、産業振興の拠点、観光や地方移住等の総合案内拠点となっている。

改正され便利になった

「自筆証書遺言」

相続は、人生における難題の一つで、一般に円満に成功させるには、次の優先順位で進めることが良いとされています。

- (1) 争族対策……話し合いだけでは難しい場合、遺言が効果的です。
- (2) 納税資金対策……相続税を支払えるように考えておくことです。
- (3) 節税対策……生前贈与や財産の評価減対策、納税猶予制度の活用などです。

このうち、争族対策として有効な遺言については、次の方式があります。

- (1) 自筆証書遺言……遺言者が遺言の内容の全文を手書きで作成する方式
- (2) 公正証書遺言……遺言者が遺言の内容を話し、公証人が文章にまとめて作成する方式
- (3) 秘密証書遺言……遺言を書面で作成(署名は自筆)し、公証人が封印して保管する方式

今回は、納税資金対策や節税対策とともに重要な争族対策で有効な遺言のうち、今年から「自筆証書遺言」が、変更されていますので、具体的な改正点と自筆証書に係る注意点について、整理して説明します。

1. 改正点① 〈遺言書作成方法〉

- (1) 背景
これまで自筆証書遺言は、遺言者が全文『自書』する必要がありました。
しかし、多数の財産を保有する高齢者等にとって全文を自書することはかなりの労力を伴う場合が多く、この点が自筆証書遺言の利用を妨げる要因とされていたことから、自書の要件を一部緩和することで、利便性の向上が図られました。
- (2) 内容
遺言書の本文(例えば「別紙一記載の建物は配偶者に相続さ

せる」などの本文)は、これまで同様、全て自書で行う必要がありません。

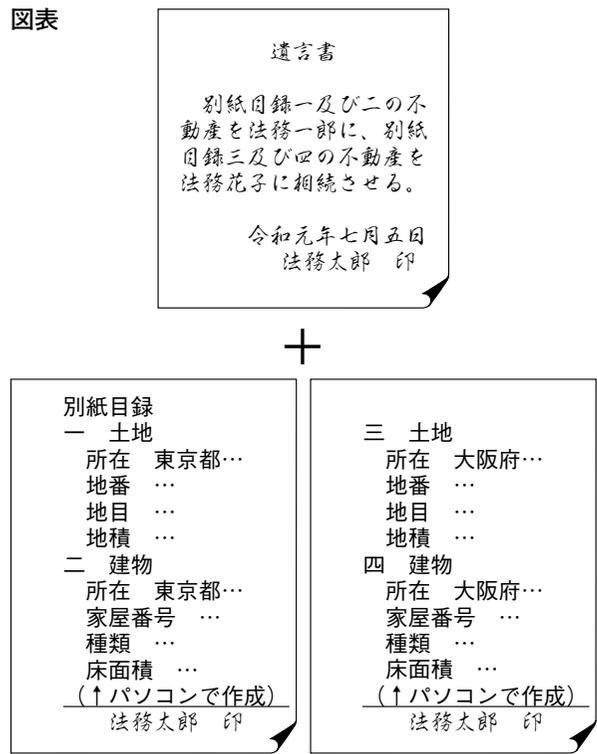
一方、全文自書した本文に財産目録を貼付する場合、財産目録については自書の必要がなくなり、パソコンなどによる作成が可能となりました。

財産目録については、パソコンではなく、遺言者以外の者による代筆も可能であり、さらには、第三者が発行した対象財産

録については自書の必要がなくなり、パソコンなどによる作成が可能となりました。

財産目録については、パソコンではなく、遺言者以外の者による代筆も可能であり、さらには、第三者が発行した対象財産

図表



について正確な内容が記載された書類(不動産の登記事項証明書、預貯金通帳の写しなど)に「別紙〇」などと記載して貼付する方法も可能になっています。

自書によらない財産目録を作成した場合には、財産目録の各ページに遺言者の署名押印が必要となります。また、用紙の両面に記載がある場合には、その両面に署名押印をしなければなりません(図表参照)。

※財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。
(出典：法務省資料を基に作成)



なお、自書によらない財産目録の中の記載を訂正する場合の方法も、自書による部分の訂正と同様、遺言者が変更の場所を指示して、これを変更した旨を付記してこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないこととされています。

(3) 適用時期
自筆証書遺言の見直しは、平成三十一年一月十三日以後に作成された遺言書について適用されます。

2. 改正点② 〈自筆証書遺言の保管制度〉

(1) 背景
従来、自筆証書遺言は、保管制度が無かったために、作成後

に遺言書を紛失したり、遺言書が複数出てきたりするほか、相続人によって隠匿または変造の恐れがありました。

そこで、今回、公的機関で遺言書を預る「自筆証書遺言の保管制度」が、創設されました。

① 内容 保管申請

ア 遺言者は遺言書を自ら遺言書保管所（法務局）に持参することで、遺言書保管申請を行うことができます。うになりました。

イ 遺言書保管所では、原本を保管するほか、遺言書を画像データ化するなどして電磁的な保存も行います。また、遺言書が法務省令で定める様式に該当しているかのチェックも行います。

② 保管中

ア 保管制度を利用している遺言者は、法務局に自ら出向いて本人確認書類を提示することで、いつでも遺言書の返還や閲覧を求めることができます。

イ 遺言者の存命中は、遺言者の推定相続人を含め、遺

言者本人以外が遺言書を閲覧することができず、保管制度利用の有無自体も確認することができません。

③ 相続発生後

ア 遺言者の死亡後、遺言者の相続人、受遺者、遺言執行者などは、全国の法務局において、電磁的に保存された遺言内容などについて記載されている「遺言書情報証明書」を受け取ることができます。遺言書情報証明書の閲覧を受け取るか、遺言書の閲覧を行った場合は、遺言者のその他の相続人、受遺者および遺言執行者などに対して、遺言書が保管されていることが法務局から通知されます。

イ 遺言書の存在を相続人が知らない場合には、自己が相続人などに該当する遺言書が保管されているかどうかを法務局に問い合わせ、保管されている場合には、「遺言書保管事実証明書」を受け取ることができます。

ウ 自筆証書遺言の保管制度を利用した遺言書は、家庭

裁判所の検認が不要となります。

(3) 適用時期

自筆証書遺言の保管制度は、令和二年七月十日から施行されます。

3. 自筆証書遺言 作成のポイント

(1) 遺言者の要件
遺言能力として、次の二つが必要です。

① 遺言時に十五歳以上であること。

② 遺言時に意思能力があること。認知症等で意思能力がない場合には、遺言自体が無効となります。なお、認知症患者の遺言能力の有無を精神的観点から判断する指標として、長谷川式スケールの点数が重視されています。

(2) 作成日の自書

作成日の記載の自書が絶対条件です。本文は自書したが作成日はスタンプ等を利用した場合は、その遺言書は無効です。また、「令和〇年〇月吉日」という記載も作成日が特定できないため、無効となります。

派遣労働者の 公正な待遇の確保 働き方改革

「働き方改革」として、労働時間法制の見直しや、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のための制度改正が、今年四月以降より順次施行されています。今回はこのうち、派遣労働者の待遇差を解消・改善するための派遣法の改正点についてお伝えします。

一 改正のポイント

不合理な待遇差を解消するため、次のいずれかの方式により、派遣労働者の待遇を確保することが義務づけられます（令和二年四月一日施行）。

① 派遣先均等・均衡方式
派遣先が派遣元に対し、派遣先の労働者の待遇に関する情報を提供し、これを受けた派遣元が、派遣労働者の待遇の検討・決定をするものです。

② 労使協定方式
派遣元事業主が、過半数労働組合又は労働者の過半数代表者との労使協定を締結し、この協定に基づいて待遇を決定するものです。

二 派遣先均等・均衡方式

(一) 実施の流れ
派遣先均等・均衡方式は、次の手順で行います。

① 比較対象労働者の待遇情報の提供（派遣先から派遣元に対して提供）
「比較対象労働者」とは、派遣先に雇用される通常の労働者であって、業務の内容と責任の程度（以下「職務内容」といいます。）、職務内容と配置の変更範囲が、派遣労働者と同一であると見込まれるものをいいます。提供する待遇情報については(二)で触れます。

② 派遣労働者の待遇の検討・決定（派遣元）
派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者との均衡を考慮しつつ、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実

態に関する事項を勘案して賃金[※]を決定するように努めなければなりません。

※ 職務の内容に密接に関連して支払われる賃金以外の賃金（例えば、通勤手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子女教育手当）を除きます。

③ 派遣料金の交渉（派遣先は、派遣元が均等・均衡を遵守できるとの配慮）
④ 労働者派遣契約の締結（派遣元と派遣先）
派遣元事業主は、派遣先から①の情報提供がないときは、派遣先との間で労働者派遣契約を締結してはいけません。

⑤ 派遣労働者への説明（派遣元）
⑥ 派遣労働者から求めがあった場合は、比較対象労働者との待遇の相違等の説明（派遣元）

(二) 派遣先から派遣元への情報の提供
派遣先は、「待遇に関する情報」として次の①から⑤の情報を派遣元に対し提供します。

職務内容と配置の変更範囲並びに雇用形態

② 比較対象労働者の選定理由
③ 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容（昇給、賞与その他の主な待遇がない場合には、その旨を含む。）
④ 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び当該待遇を行う目的
⑤ 比較対象労働者の待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項

(三) 待遇情報の提供に関する留意点
情報提供の方法や保存その他の留意点は次のとおりです。

- ・ 情報提供は、書面の交付等（書面の交付、ファクシミリ、電子メール等）により行わなければならない。
- ・ 派遣元事業主は提供された書面等、派遣先は当該書面等の写しを労働者派遣が終了した日から三年を経過する日まで保存する必要があります。

三 労使協定方式

(一) 実施の流れ
労使協定方式は、次の手順で

行います。

- ① 通知で示される最新統計(毎年六月七月に職種ごとの賃金等が示される予定)を確認
 - ② 労使協定の締結(派遣元) 過半数労働組合又は過半数代表者(過半数労働組合がない場合に限ります。)と派遣元事業主との間で一定の事項(後述)を定めた労使協定を書面で締結し、労使協定で定めた事項を遵守しているときは、一部の待遇*を除き、この労使協定に基づき待遇が決定されます。
 - * 労使協定方式を採用する場合であっても、一定の教育訓練、給食施設、休憩室及び更衣室の待遇は、派遣先の通常の労働者との均等・均衡を確保する必要があります。
 - ③ 労使協定の周知・報告(派遣元) 労働者に対する周知と行政機関への報告を行います。
- 周知は、書面の交付やインターネットで常時確認できる方法、見やすい場所への掲示等の方法により行わなければならない。行政機関への報告は、毎年度六月三十日までに提出する事業

報告書に労使協定を添付し、労使協定方式の対象となる派遣労働者の職種ごとの人数・賃金額の平均額を報告します。

- ④ 比較対象労働者の待遇情報の提供(派遣先) 派遣先は、次のア、イの情報派遣元に対して提供します。
 - ア 派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者に対して、業務の遂行に必要な能力を付与するために実施する教育訓練
 - イ 給食施設、休憩室、更衣室
 - ⑤ 派遣料金の交渉(派遣先は、派遣元が労使協定を遵守できるように配慮)
 - ⑥ 労働者派遣契約の締結(派遣元と派遣先) 派遣元事業主は、派遣先から
 - ④の情報提供がないときは、派遣先との間で労働者派遣契約を締結してはいけません。
 - ⑦ 派遣労働者に対する説明(派遣元)
 - ⑧ 派遣労働者から求めがあった場合は、労使協定の内容を決定するに当たって考慮した事項等の説明(派遣元)
- (二) 労使協定に定める事項

労使協定の締結にあたっては、①から⑥のすべての事項を定める必要があり、そのうち②から⑤までを遵守していない場合は、「労使協定方式」は適用されず、「派遣先均等・均衡方式」とされることに注意が必要です。

- ① 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
- ② 賃金の決定方法(次のア及びイに該当するものに限る。)
- ア 派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額と同年以上の賃金額となるもの
- イ 派遣労働者の職務の内容、成果、意欲、能力又は経験等の向上があった場合に賃金が改善されるもの
- ③ 派遣労働者の職務の内容、成果、意欲、能力又は経験等を公正に評価して賃金を決定すること
- ④ 派遣元事業主の通常の労働者(派遣労働者を除く)との間に不合理な相違がない待遇(賃金を除く)の決定方法
- ⑤ 労使協定の対象となる派遣労働者に対して段階的・計画的な教育訓練を実施すること

- ⑥ その他
 - ・ 有効期間(二年以内が望ましい)
 - ・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲を一部に限定する場合は、その理由
 - ・ 特段の事情がない限り、一の労働契約の期間中に派遣先の変更を理由に、協定の対象となる派遣労働者であるか否かを変えようとしないうこと

四 その他の留意点

派遣元事業主と派遣先の間で締結する労働者派遣契約に記載する事項に、次の①、②が追加され、派遣元事業主による就業条件等の明示事項については、①の事項が追加されます。

- ① 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
- ② 労使協定方式の対象となる派遣労働者に限るか否か

ここで掲げたもの以外にも、改正に伴い派遣元・派遣先が講ずべきとされるものが定められています。詳細は都道府県労働局や、厚生労働省HPのパンフレット等でご確認ください。

防災の日

9月1日は防災の日です。

大正12年9月1日に発生した関東大震災にちなんだものであり、また、この時期に多い台風への心構えという意味も込めて制定されたものです。

近年日本では台風や豪雨による大きな被害が相次ぎ、毎年のように「数十年に一度」、あるいは「経験したことのない」といった文言が聞かれます。

また、避難勧告や避難指示が出ているにも関わらず避難しない人が多かったことも問題となっており、今年の3月には「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))が改定され、「大雨警報」などの気象情報と、その際私たちが取るべき行動、5段階の警戒レベルがひも付けられ、テレビなどで氾濫する情報が分かりやすく整理されました。

国土交通省及び各自治体では災害時のハ

ザードマップ、つまり被害予測地図が作成され、地震・水害・土砂災害などが起こった場合の予想される被害地域、及び緊急避難場所など、災害時の行動の指標となる情報を得ることができます。

ハザードマップはスマホやパソコンで閲覧でき、市役所などでも配布されています。ハザードマップを基に家庭や職場で緊急時の取り決めをしっかりと話し合い、もしもの時にどう行動するかを普段から訓練することも大切です。

前述の避難の問題では、「正常性バイアス」という心の働きについても触れられていました。何らかの異常事態が起きた時に「これは正常の範囲内だ」と思い込んで、心を平静に保とうとする働きのことです。とっさの時に迅速に避難に踏み切るには、やはり普段からの準備、話し合い、繰り返しの訓練を行うことが大切です。防災の日を機会に取り組みを始めましょう。

ハンドケア

私たちの体のパーツの中で一番自分の目に入るところ、それは「手」です。特にデスクワークでパソコン作業の多い方は、一日中目をしていると言っても過言ではありません。

私たちが体のパーツの中で一番自分の目に入るところ、それは「手」です。特にデスクワークでパソコン作業の多い方は、一日中目をしていると言っても過言ではありません。

フルーツティー

秋の夜長のお供に、おいしいフルーツティーはいかがでしょう。

好きな果物をカットし、お好みで砂糖と混ぜ合わせ、そこに熱い紅茶を注いでしばらく待てばでき上がりです。熱いままでももちろん、まだまだ暑い夜には氷を入れて冷たくしてもおいしく頂けます。

この時期は夏の暑さで体が疲れている方も多いと思います。ビタミン・ミネラル豊富で疲労回復が望める果物や、冷房で冷えた体を中から温めてくれる紅茶を使ったフルーツティーは、これから迎える秋にもぴったりの飲み物ですね。

カフェインを気にされる方は、紅茶の代わりにルイボスティーやハーブティーを使われるのはいかがでしょう。

色々な種類の果物が店頭並ぶ季節です。ぜひ好きな果物を使って作ってみてください。